

(公印省略)

(住)

令和2年12月22日

(公社) 全日本不動産協会群馬県本部 本部長 様  
(一社) 群馬県住宅協会 会長 様  
(一社) 群馬県宅地建物取引業協会 会長 様  
(一社) 群馬県木造住宅産業協会 会長 様  
群馬県住宅供給公社 理事長 様

群馬県知事 山本 一太  
(県土整備部住宅政策課)

在留外国人が参加するお祭り等における新型コロナウイルス感染症  
対策の徹底について (第3報)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。  
標記について、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
から事務連絡がありましたのでお知らせします。

貴団体におかれましては、当該事務連絡の内容について、貴下会員や関係者  
等に対し各種広報、連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

担 当：住宅政策課 岡田
T E L：027-226-3717
F A X：027-221-4171
e-Mail：o-k@pref.gunma.lg.jp

在留外国人が自国の伝統や風習等に基づきお祭り等を行うにあたり、言葉の壁等により適切な感染防止策に取り組むことができないということがないように、感染防止策について速やかな周知をお願いします。

事務連絡  
令和2年12月18日

各都道府県  
新型コロナウイルス感染症対策担当部局 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

在留外国人のお祭り等における  
新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（第3報）

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

「在留外国人が参加するお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年10月30日、11月13日発出）でお知らせしましたとおり、在留外国人における大規模クラスター等が発生しないよう早期かつ適切な対応を行うべく、在留外国人に対する情報発信等の取り組みが求められているところです。

在留外国人においては、自国の伝統や風習等に基づき行うお祭り等を実施するにあたり、言葉の壁等により適切な感染防止策に取り組めない状況があるのであれば、必要な支援を講ずる必要があります。特に、新年や旧正月が近づきつつある中、感染リスクを下げるため、より一層の感染防止策に関する周知が必要となります。

つきましては、当面、近日中に想定される下記1のお祭り等が安全に開催できるよう、在留外国人担当部局などの関係部局や、国際交流協会などの関係団体等と連携の上、在留外国人やその関係の方々に対し、下記2の点について、速やかな周知をお願いします。

なお、当室においても関係外交代表団や団体等と連携し、より有効な情報発信や支援を引き続き進めてまいります。引き続き在留外国人に対する適切な感染拡大防止のための支援等について御尽力、御協力をお願いします。

記1

直近の主なお祭り等（地域によって、日程が異なる可能性があることに留意）

- ・ 12月31日～1月1日 新年
- ・ 1月14日～17日 ポンガル（インド、スリランカ）
- ・ 1月14日 マーゲ・サクランティー（ネパール）
- ・ 1月21日 ラ・アルタグラシア（聖母の日）（ドミニカ共和国）
- ・ 1月24日 アラシタ祭り（ボリビア）
- ・ 2月11日～16日 カーニバル（ブラジル、フィリピン等）
- ・ 2月12日～ 旧正月（中国、韓国、インドネシア、ベトナム等） など

## 記2

- 体調が悪い場合は、イベントや会食に参加しないこと。
- 密が発生しやすい場所や基本的な感染防止策が徹底されていないイベントや会食への参加を控えること。特に、多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えること。
- イベントや会食の参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手指消毒、マスクの着用、大声での会話の自粛など、適切な感染防止策を徹底すること。
- 街頭や飲食店での大量または深夜にわたる飲酒や、飲酒しての行事への参加は、その行事の特性を踏まえつつ、なるべく自粛すること。
- 必要に応じて、家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなどの新しい楽しみ方を検討すること。
- 新型コロナウイルス感染症に感染したと疑われる場合で、医療機関への受診等に関して疑問等がある場合には、居住する自治体の相談窓口等に電話すること。

(以上)

### 【参考①：当室の新型コロナウイルス感染症回避のためのポスター等（18言語）】

英語：<https://corona.go.jp/en/>、アラビア語：<https://corona.go.jp/ar/>、  
イタリア語：<https://corona.go.jp/it/>、スペイン語：<https://corona.go.jp/es/>、  
ドイツ語：<https://corona.go.jp/de/>、ロシア語：<https://corona.go.jp/ru/>、  
韓国語：<https://corona.go.jp/ko/>、フランス語：<https://corona.go.jp/fr/>、  
ポルトガル語：<https://corona.go.jp/pt/>、簡体字：<https://corona.go.jp/zh-cn/>、  
繁体字：<https://corona.go.jp/zh-tw/>、インドネシア語：<https://corona.go.jp/id/>、  
タガログ語：<https://corona.go.jp/tl/>、カンボジア語：<https://corona.go.jp/km/>、  
ベトナム語：<https://corona.go.jp/vi/>、タイ語：<https://corona.go.jp/th/>、  
ミャンマー語：<https://corona.go.jp/my/>、ネパール語：<https://corona.go.jp/ne/>

### 【参考②：電話相談窓口】

- 各都道府県の相談窓口
  - ・やさしい日本語：<https://www.covid19-info.jp/area-jp.html>
  - ・英語：<https://www.covid19-info.jp/area-en.html>
  - ・ポルトガル語：<https://www.covid19-info.jp/area-pt.html>
  - ・中文（簡体）：<https://www.covid19-info.jp/area-cs.html>
  - ・中文（繁体）：<https://www.covid19-info.jp/area-ct.html>
  - ・韓国語：<https://www.covid19-info.jp/area-kr.html>
- 厚生労働省電話相談窓口
  - ・電話番号 0120-565-653（9時から21時対応）
  - ・対応言語 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語<sup>\*</sup>、ベトナム語<sup>\*</sup>  
※タイ語は9時から18時対応、ベトナム語は10時から19時対応
- 外国人在留支援センター（FRESC）（出入国管理庁）  
<http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

### 【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）  
担当者：八重樫、神前、重友、北村、山口、岩熊、石岡  
TEL：03-6257-1309